

# みなと未来会議 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、みなと未来会議と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、海辺の資源を活用した観光振興を実施し、地域活性化を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 海辺を活用したイベントの企画・実施
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) その他観光振興に係る活動

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、団体の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人とする。

## 第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第6条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長 各1名
- (2) 監事 2名

(選任等)

第7条 会長及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選とする。
- 3 監事は、会長又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第8条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第10条 この団体に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第11条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第12条 総会の議事は出席者の過半数をもって委任する。

(権能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

付 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。